

横浜市総合保健医療センター条例施行規則（平成４年横浜市規則第 81 号）新旧対照表

現行	改正後																																		
第 1 条省略 (定員等) 第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する診療所の病床数並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する施設の定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>施設種別</th><th>病床数及び定員</th></tr> <tr> <td>診療所</td><td>7 床</td></tr> <tr> <td colspan="2">介護老人保健施設</td></tr> <tr> <td>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 10 項の規定による居宅要介護者及び同条第 28 項の規定による要介護者並びに同法第 8 条の 2 第 8 項の規定による居宅要支援者の入所療養室</td><td>80 人</td></tr> <tr> <td>介護保険法第 8 条第 8 項の規定による居宅要介護者及び同法第 8 条の 2 第 6 項の規定による居宅要支援者の通所療養室</td><td>20 人</td></tr> <tr> <td>介護医療院</td><td>12 人</td></tr> <tr> <td>自立訓練施設</td><td>44 人</td></tr> <tr> <td>就労支援施設</td><td>18 人</td></tr> <tr> <td>精神科デイ・ケア施設</td><td>40 人</td></tr> </table> 以下省略	施設種別	病床数及び定員	診療所	7 床	介護老人保健施設		介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 10 項の規定による居宅要介護者及び同条第 28 項の規定による要介護者並びに同法第 8 条の 2 第 8 項の規定による居宅要支援者の入所療養室	80 人	介護保険法第 8 条第 8 項の規定による居宅要介護者及び同法第 8 条の 2 第 6 項の規定による居宅要支援者の通所療養室	20 人	介護医療院	12 人	自立訓練施設	44 人	就労支援施設	18 人	精神科デイ・ケア施設	40 人	第 1 条省略 (定員) 第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する施設の定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>施設種別</th><th>定員</th></tr> <tr> <td colspan="2">介護老人保健施設</td></tr> <tr> <td>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 10 項の規定による居宅要介護者及び同条第 28 項の規定による要介護者並びに同法第 8 条の 2 第 8 項の規定による居宅要支援者の入所療養室</td><td>71 人</td></tr> <tr> <td>介護保険法第 8 条第 8 項の規定による居宅要介護者及び同法第 8 条の 2 第 6 項の規定による居宅要支援者の通所療養室</td><td>20 人</td></tr> <tr> <td>介護医療院</td><td>19 人</td></tr> <tr> <td>自立訓練施設</td><td>44 人</td></tr> <tr> <td>就労支援施設</td><td>18 人</td></tr> <tr> <td>精神科デイ・ケア施設</td><td>40 人</td></tr> </table> 以下省略	施設種別	定員	介護老人保健施設		介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 10 項の規定による居宅要介護者及び同条第 28 項の規定による要介護者並びに同法第 8 条の 2 第 8 項の規定による居宅要支援者の入所療養室	71 人	介護保険法第 8 条第 8 項の規定による居宅要介護者及び同法第 8 条の 2 第 6 項の規定による居宅要支援者の通所療養室	20 人	介護医療院	19 人	自立訓練施設	44 人	就労支援施設	18 人	精神科デイ・ケア施設	40 人
施設種別	病床数及び定員																																		
診療所	7 床																																		
介護老人保健施設																																			
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 10 項の規定による居宅要介護者及び同条第 28 項の規定による要介護者並びに同法第 8 条の 2 第 8 項の規定による居宅要支援者の入所療養室	80 人																																		
介護保険法第 8 条第 8 項の規定による居宅要介護者及び同法第 8 条の 2 第 6 項の規定による居宅要支援者の通所療養室	20 人																																		
介護医療院	12 人																																		
自立訓練施設	44 人																																		
就労支援施設	18 人																																		
精神科デイ・ケア施設	40 人																																		
施設種別	定員																																		
介護老人保健施設																																			
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 10 項の規定による居宅要介護者及び同条第 28 項の規定による要介護者並びに同法第 8 条の 2 第 8 項の規定による居宅要支援者の入所療養室	71 人																																		
介護保険法第 8 条第 8 項の規定による居宅要介護者及び同法第 8 条の 2 第 6 項の規定による居宅要支援者の通所療養室	20 人																																		
介護医療院	19 人																																		
自立訓練施設	44 人																																		
就労支援施設	18 人																																		
精神科デイ・ケア施設	40 人																																		